

# 理 由 書

## 1、変更の理由

新河岸駅周辺地区整備事業（高階土地区画整理事業区域 72.5ヘクタール）との整合を図るため、及び埼玉県が定める都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の変更在即すため。

※ 都市計画法第18条の2第1項には、市町村は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関する基本的な方針（川越市都市計画マスタープラン）を定めるとしている。また、同条第4項には市町村が定める都市計画は川越市都市計画マスタープランに即したものでなければならないとしている。

## 2、変更の内容

川越市都市計画マスタープランの地域別構想（高階地区）中、新河岸駅周辺地区整備事業区域内の事業手法の変更、及び都市施設等の都市計画等に関する事項について変更する。

（閲覧資料：新旧対照表【地域別構想：高階地区抜粋】のとおり）